

「新産業創出に向けた企業立地支援事業に関する基本協定」 事業者募集要項

1 趣旨

東京都（以下「都」という。）では、今後の日本をけん引する新たな産業の創出を目指し、波及効果の高い産業を対象に都内における研究開発拠点や生産拠点を整備する取組を支援し、次世代に向けた研究開発に取り組む企業等の立地促進を目的として、「新産業創出に向けた企業立地支援事業」を実施する。

本事業を効果的に推進するためには、民間事業者が有する知見、ネットワーク及び情報等を活用し、都と連携して用地・物件情報の収集・提供や、立地を検討する企業への支援を行うことが重要である。

そこで、都と「新産業創出に向けた企業立地支援事業に関する基本協定」を締結し、相互に連携・協力して事業を推進することを希望する事業者を募集するため、本募集要項において必要な事項を定める。

2 連携方法

都は、本募集要項に基づき協定締結事業者を募集し、協定締結の可否について審査を行い、要件を満たすと認められた事業者と個別に協定を締結する。協定締結後は当該協定に基づき、必要に応じて協議を行いながら相互に連携して事業を推進する。

3 基本協定の主な内容

基本協定において定める主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 都内に立地を検討する企業への用地・物件情報提供に関すること
- (2) 都内に立地を検討する企業の相談に関すること
- (3) 事業説明会、企業立地セミナー、相談会等の開催に関すること
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、協定の目的達成に必要と認められる事項について、都と事業者が協議の上、実施する。

4 対象事業者の要件

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす者を対象とする。

- (1) 本事業の推進に向けて連携・協力できる企業であり、次のアからエまでの要件をすべて満たし、本協定に基づく連携が可能であること
 - ア 不動産仲介サービスを主事業としていること
※自ら販売物件等を開発・所有しないこと
 - イ 都内の事業用用地・物件等の大型案件について豊富な仲介実績があること
 - ウ 国内外に広く顧客や営業ネットワークを有しており、事業用用地・物件に関する

- ニーズや市場動向に精通していること
- エ 都内に本社又は主たる事業所があること
- (2) 以下ア～オの欠格要件に該当しないもの
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 法人事業税等を滞納している者
 - ウ 事業者・団体、関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年5月東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれている者。また、本件に、暴力団、暴力団員等が介入していること。
 - エ 都道府県、区市町村、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがある者
 - オ その他、都が協定締結の相手方として不適当と認める者

5 募集方法

応募事業者は、都に対して次のとおり応募書類を提出すること。

- (1) 募集期間
令和8年4月2日（木）から令和8年4月15日（水）までとする。
- (2) 応募書類
 - ア 協定締結希望申出書（様式1）
 - イ 連携希望事業者の概要（様式2）
 - ウ その他資料（任意様式） 最大A4判10ページまで
※企業名等は記載しないこと
- (3) 提出方法
メール添付により提出すること
- (4) 提出先
東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
アドレス：S0291501@section.metro.tokyo.jp

6 審査及び結果通知

都は、応募書類の提出のあった事業者に対して外部有識者等で構成する審査委員会の審査結果により採択可否を決定する。

- (1) 審査会日程
令和8年4月20日（月）または21日（火）
※詳細なスケジュールについては募集期間終了後、別途通知する。

(2) 審査方法

連携希望事業者の概要（提出した様式2及びその他資料）を用いたプレゼンテーション

※1社30分程度（質疑応答含む）。詳細は募集期間終了後、別途通知する。

(3) 審査項目

別紙「新産業創出に向けた企業立地支援事業に関する基本協定 審査基準」のとおり

7 問合せ先

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課

TEL：03-5000-7724